

令和 8 年度 鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部

教育後援会 総会 事項書

日時：令和 8 年 5 月 16 日（土） 15：00～

会場：A 棟 第 2 会議室

【議事】

第 1 号 令和 7 年度教育後援会活動事業報告について……………【資料 1】

第 2 号 令和 7 年度教育後援会決算報告・会計監査について……………【資料 2】

第 3 号 教育後援会会則の改訂について……………【資料 3】

第 4 号 令和 8 年度教育後援会役員を選出について……………【資料 4】

第 5 号 令和 8 年度教育後援会事業計画について……………【資料 5】

第 6 号 令和 8 年度教育後援会予算案について……………【資料 6】

令和7年度 教育後援会事業報告(案)

① 教育懇談会の開催

- (1)開催日時：11月8日(土)13時～・11月9日(日)10時～ (大学祭に合わせて実施)
- (2)場 所：鈴鹿大学A棟2階
- (3)開催内容：個別面談を中心に学業、学生生活及び就職支援等の相談
- (4)参加者：
 - ①国際地域：4名 [1年3名、2年1名]
 - ②こども教育：6名 [2年3名、3年3名]
 - ③短期大学：0名

② 就職関連助成金

- (1)赤十字救急法救急員養成講習会(令和7年8月19・20・21日)
- (2)赤十字救急法救急員養成講習会(令和8年2月6日・3月10日)
- (3)教職ゼミ直前ガイダンス(令和7年10月22日 実施)
- (4)教職直前ガイダンス(令和8年3月26日 実施)

③ 教育環境支援

教育活動支援、教育環境整備費支援として300万円を大学に寄付

④ 大学祭開催支援

大学祭(令和7年度大学祭：11月8日(土)・11月9日(日))における企画展・模擬店等の支援

・会計内訳

- (1)各企画補助金<約197万円>
(イベント企画、企画展、模擬店補助、検便、備品レンタル、保険等)
- (2)会場装飾・雑費等<約28万円>
- (3)広報宣伝費<約5万円>
- (4)総支出額<約237万円>
・開催当初支援費(教育後援会150万円、学生会200万円 計350万円)から総支出額を差し引いた額123万円を教育後援会及び学生会に割合に応じて返金
教育後援会には482,846円の返金があり、1,017,154円の補助となった。

⑤ 卒業関連費用の補助

- (1)卒業記念品
 - ・シンプル遮光折りたたみ傘(色：紺)(校章およびSuzukaプレス入れ)金額：135,000円
 - ・キャンバストート(色：ナチュラル)(校章およびSuzukaプレス入れ)金額：33,750円

⑥ 儀式費補助

- ・キャンバストート(色：ナチュラル)(校章およびSuzukaプレス入れ)金額：123,750円

⑦ 厚生支援費

(1) 学食の食券補助事業

1. 実施計画

物価上昇に苦慮している学生への支援として、全学生を対象に学食の金券を配付。
利用したチケット枚数に応じて、業者に支払いを行う。

- ・学生1名につき、500円分食券を3枚（10・11・12月）配付
- ・食券の利用期限：令和7年10・11・12月の月内に1枚ずつ

2. 実施報告

- ・1041食分（総額520,500円）の利用。

(2) 給食実務論実習補助

98,000円（400円×245食）

⑧ クラブ・サークルへの激励金（予備費より）

全国大会に出場したクラブ・サークルへの激励金を贈呈

	支援額	備考
陸上競技	20,000	日本学生陸上競技対抗選手権大会
ウェイトリフティング	200,000	全日本学生対抗ウェイトリフティング選手権大会
水球	200,000	日本学生選手権水泳競技大会
女子ソフトボール	200,000	全日本大学ソフトボール選手権大会
合計	620,000	

以 上

令和6年度鈴鹿大学教育後援会決算報告書(案)

収入の部	令和6年度決算	令和7年度予算	令和7年度決算	増減(決算-予算)	備考
教育後援会費	5,680,000	5,770,000	5,990,000	220,000	こ(43x4万)、国(96x4万)、編(9x2万)、秋(25x1万)
教育後援会費預り金	9,670,000	9,640,000	9,820,000	180,000	2026年度以降の会費
受取利息	5,697	5,000	20,405	15,405	
前年度繰越金	236,833	1,374,861	1,224,861	△ 150,000	
収入の部合計	15,592,530	16,789,861	17,055,266	265,405	

支出の部	令和6年度決算	令和7年度予算	令和7年度決算	増減(決算-予算)	備考
総会・教育懇談会費	15,309	50,000	3,633	46,367	・案内はがき代、飲み物代
教育活動・教育環境整備費	0	3,000,000	3,000,000	0	・大学に寄付
厚生支援費	1,042,560	1,000,000	618,500	381,500	・経済的支援(学食補助、食物実習費補助)
就職関連助成費	137,545	150,000	124,020	25,980	・赤十字救急法、教員採用試験講習費用補助等
大学祭等行事助成費	736,639	1,500,000	1,017,154	482,846	・大学祭に係る経費に対する助成
儀式費補助	90,000	100,000	123,750	△ 23,750	・式典補助(バッグ)
卒業関連助成費	337,500	250,000	168,750	81,250	・卒業記念品(折り畳み傘、バッグ)
事務費	12,255	170,000	134,807	35,193	・総会案内、事務局経費、事務用品等
通信費	20,766	70,000	54,910	15,090	・総会案内はがき代等
手数料	6,270	10,000	4,290	5,710	
予備費	1,952,425	849,861	620,000	229,861	・全国大会出場クラブへの激励金
繰越預り金	9,670,000	9,640,000	9,820,000	△ 180,000	・下の表を参照
支出の部合計	(14,217,669)	16,789,861	15,689,814	1,100,047	

次年度実質繰越金	1,374,861	0	1,365,452		
----------	-----------	---	-----------	--	--

教育後援会預り金内訳

預り金	計
2026年度分	5,040,000
2027年度分	3,390,000
2028年度分	1,390,000
計	9,820,000

会計監査の結果、適性に処理されていることを認めます。

令和 年 月 日

監事 _____

監事 _____

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部教育後援会会則の改正について

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部教育後援会の会則について、以下のとおり改正する。

1. 主な改正点

- (1) 短期大学部廃止による後援会名称の変更
- (2) (1)に伴う文言等の見直し

2. 施行日

令和8年4月1日

3. 新旧対照表

新	旧
<p>鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部父母教育後援会会則</p> <p>(名称及び事務局)</p> <p>第1条 本会は、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部父母教育後援会と称し、事務局を鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、鈴鹿大学（以下「大学」という。）及び鈴鹿大学短期大学部（以下「短大部」という。）の教育方針に則り、大学及び短大部に在籍する学生の父母又はこれに準ずる者（以下「学生の父母」という）との連絡を密にし、教育事業を援助し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 父母教育懇談会の開催 (2) その他就職等説明懇談会の開催 (3) 学生の教育、厚生等に必要な事業に対する援助 (4) 教育、研究に対する援助 (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業 <p>(会員)</p> <p>第4条 本会は、次の会員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 正会員 大学学部学生及び短期大学部学生（休学を除く）の父母とする。 (2) 特別会員 大学及び短期大学部に勤務する教職員 	<p>鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部父母教育後援会会則</p> <p>(名称及び事務局)</p> <p>第1条 本会は、鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部父母教育後援会と称し、事務局を鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、鈴鹿大学（以下「大学」という。）及び鈴鹿大学短期大学部（以下「短大部」という。）の教育方針に則り、大学及び短大部に在籍する学生の父母又はこれに準ずる者（以下「学生の父母」という）との連絡を密にし、教育事業を援助し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 父母教育懇談会の開催 (2) その他就職等説明懇談会の開催 (3) 学生の教育、厚生等に必要な事業に対する援助 (4) 教育、研究に対する援助 (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業 <p>(会員)</p> <p>第4条 本会は、次の会員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 正会員 大学学部学生及び短期大学部学生（休学を除く）の父母とする。 (2) 特別会員 大学及び短期大学部に勤務する教職員

(運営資金)

第5条 本会の運営は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入（以下「会費等」という。）による。

2 入会金及び会費の額並びにその納入方法は、次のとおりとする。

(1) 正会員の会費は、年額 10,000 円とする。

(2) 正会員の入会金及び会費は、毎年度の初めに納入しなければならない。

(3) 特別会員の入会金及び会費は、免除する。

3 既納の会費は、返還しない。

4 会費等の徴収は、大学に委託して行う。

(役員)

第6条 本会の役員は、正会員の中から選出することとし、次の各号のとおりとする。ただし、監事のうち1名は、特別会員から会長が選任するものとする。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 理事 2名以内

(4) 会計 1名

(5) 監事 2名

2 会長、副会長及び他の役員は、役員会において候補者を選出し、総会において選任する。

3 理事、会計及び監事は、役員の中から会長が委嘱する。

(任期)

第7条 役員の任期は、1年とし、次年度総会での新役員選任までとする。ただし、再任は妨げない。

2 年度途中に選任された役員の任期は、他の役員と同期間の任期とする

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。

(3) 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務及び庶務を執行する。

(4) 会計は、本会の出納事務を取り扱う。

(5) 監事は、会計を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、毎年度初めに開催し、必要ある場合は、役員会の承認を得て臨時総会を開催することができる。

(運営資金)

第5条 本会の運営は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入（以下「会費等」という。）による。

2 入会金及び会費の額並びにその納入方法は、次のとおりとする。

(1) 正会員の会費は、年額 10,000 円とする。

(2) 正会員の入会金及び会費は、毎年度の初めに納入しなければならない。

(3) 特別会員の入会金及び会費は、免除する。

3 既納の会費は、返還しない。

4 会費等の徴収は、大学に委託して行う。

(役員)

第6条 本会の役員は、正会員の中から選出することとし、次の各号のとおりとする。ただし、監事のうち1名は、特別会員から会長が選任するものとする。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 理事 2名以内

(4) 会計 1名

(5) 監事 2名

2 会長、副会長及び他の役員は、役員会において候補者を選出し、総会において選任する。

3 理事、会計及び監事は、役員の中から会長が委嘱する。

(任期)

第7条 役員の任期は、1年とし、次年度総会での新役員選任までとする。ただし、再任は妨げない。

2 年度途中に選任された役員の任期は、他の役員と同期間の任期とする

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。

(3) 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務及び庶務を執行する。

(4) 会計は、本会の出納事務を取り扱う。

(5) 監事は、会計を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。

3 総会は、毎年度初めに開催し、必要ある場合は、役員会の承認を得て臨時総会を開催することができる。

<p>4 役員会は、必要に応じて開催する。 (総会)</p> <p>第10条 総会は、次の各号について審議する。 (1) 会長、副会長及び役員を選任 (2) 事業計画及び予算、決算 (3) その他重要事項</p> <p>2 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>(役員会)</p> <p>第11条 役員会は、次の各号について審議する。 (1) 事業計画案及び予算並びに決算書の作成 (2) 会長、副会長及び役員候補者の選出 (3) 特別会員の選任 (4) 規約、諸規程等の制定及び改廃 (5) その他総会で審議する事項</p> <p>2 役員会の決議は、役員過半数の出席をもって成立するものとし、議決は出席役員過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第13条 会長は、必要があると判断した場合は、予算を充てて事務局事務を委嘱することができる。</p> <p>(規約の改廃)</p> <p>第14条 この会則の改廃は、役員会の議を経て、総会の承認により行う。</p> <p>附 則 この会則は、平成6年4月11日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成9年4月11日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成11年4月11日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成15年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成17年4月4日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成18年4月3日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成20年4月3日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成27年4月2日から施行する。</p>	<p>4 役員会は、必要に応じて開催する。 (総会)</p> <p>第10条 総会は、次の各号について審議する。 (1) 会長、副会長及び役員を選任 (2) 事業計画及び予算、決算 (3) その他重要事項</p> <p>2 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>(役員会)</p> <p>第11条 役員会は、次の各号について審議する。 (1) 事業計画案及び予算並びに決算書の作成 (2) 会長、副会長及び役員候補者の選出 (3) 特別会員の選任 (4) 規約、諸規程等の制定及び改廃 (5) その他総会で審議する事項</p> <p>2 役員会の決議は、役員過半数の出席をもって成立するものとし、議決は出席役員過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。</p> <p>(会計年度)</p> <p>第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第13条 会長は、必要があると判断した場合は、予算を充てて事務局事務を委嘱することができる。</p> <p>(規約の改廃)</p> <p>第14条 この会則の改廃は、役員会の議を経て、総会の承認により行う。</p> <p>附 則 この会則は、平成6年4月11日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成9年4月11日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成11年4月11日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成15年4月6日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成17年4月4日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成18年4月3日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成20年4月3日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成27年4月2日から施行する。</p>
--	--

<p>附 則 この会則は、平成30年4月2日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、令和4年4月1日から施行する</p> <p>附 則 この会則は、令和7年5月10日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この会則は、平成30年4月2日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、令和4年4月1日から施行する</p> <p>附 則 この会則は、令和7年5月10日から施行する。</p>
--	---

鈴鹿大学父母教育後援会会則(案)

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鈴鹿大学父母教育後援会と称し、事務局を鈴鹿大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、鈴鹿大学（以下「大学」という。）の教育方針に則り、大学に在籍する学生の父母又はこれに準ずる者（以下「学生の父母」という）との連絡を密にし、教育事業を援助し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- (1) 父母教育懇談会の開催
- (2) その他就職等説明懇談会の開催
- (3) 学生の教育、厚生等に必要の事業に対する援助
- (4) 教育、研究に対する援助
- (5) その他本会の目的を達成するために必要の事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 大学学部学生（休学を除く）の父母とする。
- (2) 特別会員 大学に勤務する教職員

(運営資金)

第5条 本会の運営は、入会金、会費、寄附金及びその他の収入（以下「会費等」という。）による。

2 入会金及び会費の額並びにその納入方法は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は、年額10,000円とする。
- (2) 正会員の入会金及び会費は、毎年度の初めに納入しなければならない。
- (3) 特別会員の入会金及び会費は、免除する。

3 既納の会費は、返還しない。

4 会費等の徴収は、大学に委託して行う。

(役員)

第6条 本会の役員は、正会員の中から選出することとし、次の各号のとおりとする。ただし、監事のうち1名は、特別会員から会長が選任するものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 2名以内
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

- 2 会長、副会長及び他の役員は、役員会において候補者を選出し、総会において選任する。
- 3 理事、会計及び監事は、役員の中から会長が委嘱する。

(任期)

第7条 役員任期は、1年とし、次年度総会での新役員選任までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 年度途中に選任された役員任期は、他の役員と同期間の任期とする

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- (3) 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務及び庶務を執行する。
- (4) 会計は、本会の出納事務を取り扱う。
- (5) 監事は、会計を監査する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 総会は、毎年度初めに開催し、必要ある場合は、役員会の承認を得て臨時総会を開催することができる。
- 4 役員会は、必要に応じて開催する。

(総会)

第10条 総会は、次の各号について審議する。

- (1) 会長、副会長及び役員選任
 - (2) 事業計画及び予算、決算
 - (3) その他重要事項
- 2 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、次の各号について審議する。

- (1) 事業計画案及び予算並びに決算書の作成
 - (2) 会長、副会長及び役員候補者の選出
 - (3) 特別会員の選任
 - (4) 規約、諸規程等の制定及び改廃
 - (5) その他総会で審議する事項
- 2 役員会の決議は、役員過半数の出席をもって成立するものとし、議決は出席役員過半数の賛成によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事務局)

第13条 会長は、必要があると判断した場合は、予算を充てて事務局事務を委嘱することができる。

(規約の改廃)

第14条 この会則の改廃は、役員会の議を経て、総会の承認により行う。

附 則

この会則は、平成6年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年4月11日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年4月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この会則は、令和7年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。

【資料4】

令和8年度 鈴鹿大学 父母教育後援会
役員候補者~~(案)~~

役員名	名前	学籍番号	学生名前	学年	備考 (R7役員)
会長	清水 絢子	23P004	清水 和花	4	会長
副会長	田中 嘉文	23P030 26G083	田中 萌菜実 田中 翔也	4 1	副会長
理事	三上 学	24G134	三上 ほのか	3	理事
会計	川畑 茂	26P012	川畑 颯太郎	1	
監事	鈴原 弘人	24P020	鈴原 愛凜	3	監事
監事	上田 ゆかり	[教職教育センター長]			監事

【役員構成】会則第6条

会長	1名
副会長	2名以内
理事	2名以内
会計	1名
監事	2名

令和8年度 教育後援会事業計画~~(案)~~

教育後援会会則第2条の趣旨に基づき、令和8年度事業を以下のとおり計画する。

第2条

本会は、鈴鹿大学（以下「大学」という。）の教育方針に則り、大学に在籍する学生の父母又はこれに準ずる者（以下「学生の父母」という）との連絡を密にし、教育事業を援助し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

1. 事業に関する内容【事業費】

(1) 父母教育懇談会の開催

- ・希望者による担当教員との個別面談（開催予定日：大学祭[11月14日(土)・15日(日)]

(2) 就職関連助成

- ・就職ガイダンス、就職セミナー、学内企業説明会等の学内就職イベントの運営費を助成、資格取得講座等補助（赤十字救急法・教員採用試験講習）

(3) 教育環境、厚生等関連助成

- ・教育活動支援、教育環境整備費支援：教育機器類の更新、図書購入費等
- ・大学祭における企画展・模擬店等の支援 [R8：11月14日(土)・15日(日)]
- ・卒業生への卒業記念品の贈呈、儀式費補助等の支援
- ・厚生支援金：食券補助等の経済的支援
- ・教育活動支援：授業実習補助等

(4) 教育、研究助成

(5) 予備費

2. 運営に関する内容【運営費】

会議運営、通信、及び事務等

令和8年度 鈴鹿大学教育後援会予算書(案)

収入の部	令和7年度予算	令和7年度決算	令和8年度予算	増減 (R8予算-R7決算)	備考
教育後援会費	5,770,000	5,990,000	2,750,000	△ 3,240,000	2026年度学生分(国241x1万、こ34x1万)
教育後援会費預り金	9,640,000	9,820,000	9,820,000	0	2027年度以降の会費
受取利息	5,000	20,405	5,000	△ 15,405	
前年度繰越金	1,374,861	1,224,861	1,365,452	140,591	
収入の部合計	16,789,861	17,055,266	13,940,452	△ 3,114,814	

¥11,185,452

支出の部	令和7年度予算	令和7年度決算	令和8年度予算	増減 (R8予算-R7決算)	備考(R8予定)
総会・教育懇談会費	50,000	3,633	20,000	16,367	・総会案内資料等
教育活動・教育環境整備費	3,000,000	3,000,000	4,000,000	1,000,000	・教育環境、教育備品充実等
厚生支援費	1,000,000	618,500	1,500,000	881,500	・経済的支援等
就職関連助成費	150,000	124,020	200,000	75,980	・採用試験講習,資格取得講習補助 ・学内業界セミナー,就職ガイダンス講師等補助
大学祭等行事助成費	1,500,000	1,017,154	1,500,000	482,846	・大学祭に係る経費に対する助成
儀式費補助	100,000	123,750	200,000	76,250	・学位記授与式、入学式(手提げ袋等)
卒業関連助成費	250,000	168,750	300,000	131,250	・卒業記念品 (卒業対象:131×@2,200円)
事務費	170,000	134,807	170,000	35,193	・事務運営、役員会経費等
通信費	70,000	54,910	100,000	45,090	・役員会、総会案内(郵送料等)
手数料	10,000	4,290	10000	5,710	・振込手数料
予備費	849,861	620,000	1,160,452	540,452	・全国大会出場の激励金など
繰越預り金	9,640,000	9,820,000	4,780,000	△ 5,040,000	・次年度以降の繰越預り金
支出の部合計	16,789,861	15,689,814	13,940,452	△ 1,749,362	

繰越金	0	1,365,452	0		
-----	---	-----------	---	--	--

教育後援会預り金内訳

2026年度

預り金	計
2026年度分	5,040,000
2027年度分	3,390,000
2028年度分	1,390,000
計	9,820,000